

廃棄物減量等推進審議会第3回会議概要

日 時	令和7年7月25日（金） 10時～11時5分
場 所	箱根町役場分庁舎4階 第5会議室
出席者	委員：小林委員(会長)、武藤委員(副会長)、藤原委員、齊藤委員、太田委員、田村委員、勝俣委員 町側：環境整備部長、環境課長、環境課副課長、環境課環境政策係長、環境課主任主事
議 題	(1) 事業系一般廃棄物処理手数料の改定について
資 料	【資料1】近隣自治体のごみ処理手数料改定情報について 【資料2】ごみ処理原価（令和8年度以降追加） 【資料3】入湯税を徴収している観光地の事業系一般廃棄物処理手数料等について

1 開会

環境課長の進行により進められたもの。

2 第2回会議時に作成要望のあった資料の説明

資料3 入湯税を徴収している観光地の事業系一般廃棄物処理手数料等について事務局より説明

【説明の要旨】

- 入湯税を「環境衛生施設の整備」に充当してる自治体は本町を含め7自治体、充当していない自治体は6自治体であった。
- 入湯税を徴収している自治体の事業系一般廃棄物処理手数料は、入湯税を充当している場合であっても必ずしも近隣自治体より安価であるとは言えず、ある程度近隣自治体とバランスがとれた金額に設定されている傾向が見られ、入湯税を徴収している自治体特有の手数料体系は確認されなかった。

3 事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について

資料1 近隣自治体のごみ処理手数料改定情報について事務局より説明

【説明の要旨】

- 第2回会議の公開議事要旨の作成にあたり、近隣自治体の料金改定情報について、委員より「未確定な情報を根拠の一つとして、改定額を判断してよいものか」との意見があった。
- 第2回会議において改定額の妥当性を審議する際に、事務局から「令和元年度から令和4年度のごみ処理原価から減価償却費・入湯税充当額を除いた経費の平均は29.7円、令和元年度から令和5年度のごみ処理原価から減価償却費・入湯税充当額を除いた経費の平均は34.6円、下郡3町による可燃ごみ共同処理開始後の令和8年度以降もごみ処理原価が減少する見込みがないことを加味すると、改定額は29円から34.6円の間の金額で審議いただきたい」と説明した。

- 審議の結果、主に以下の理由により改定額は30円が妥当と判断された。
 - ① 近年の自治体における手数料の考え方及び町には入湯税という特定財源があることを鑑み、ごみ処理原価から入湯税充当額を控除した金額の7割程度の負担となる30円が妥当。
 - ② 近隣自治体との手数料バランスが取れていない場合、ごみの越境問題が生じる可能性があるため、ごみ処理手数料改定を検討している近隣自治体は30円に改定する予定であることを鑑み、同額とすることが妥当。
- 前述の②「ごみ処理手数料改定を検討している近隣自治体は30円に改定する予定である」という情報は、行政間で共有されていた信憑性の高いものであったが、あくまでも予定であり確定している情報ではない旨を説明するとともに、手数料改定に関する動向について説明した。
- 7月18日に箱根温泉旅館ホテル協同組合から今回の手数料改定案に反対するといった内容の意見書の提出あった。

【質疑応答】

(勝俣委員)

ごみ処理手数料改定を検討している近隣自治体では、もしかしたら30円に改定されない可能性もあるのか？

(環境課主任主事)

改定に向けた手続きは進めているが、確実に改定されるとは言い切れない。

(勝俣委員)

そうすると30円ありきで話をしていたことはおかしい。

(環境課主任主事)

そういった確実性についてという議論が前回できなかったもので、本日改めてみなさまのご意見をうかがわせていただきたい。

(藤原委員)

ごみ処理原価に対して7割程度の負担を課している傾向が見られるという考え方に違和感はないので、30円という金額は遠からずだと思うが、やはり近隣自治体とのバランスというものが、結構後押しになっていく重要なファクターになっている。あの時点ではごみ処理手数料改定を検討している近隣自治体は30円に改定されるということが明確になっていると思っていたので、真鶴町、湯河原町も50キロ以上という条件付きながらも一応40円であることから、30円でいいのではないかという思いがあったが、勝俣委員がおっしゃったように確定でないとなると根拠がかなり揺らぐのではないかなと思う。

一方でごみ処理手数料改定を検討している近隣自治体が30円に改定された時点であればいいと思うが、現時点では30円の妥当性というとなかなか厳しいのかなというふうに感じている。

(田村委員)

話の論点がずれるかもしれないが、来年の4月から値上げという流れでこの会議を進めてるが、清掃業者関係もこの10年か15年か値上げをこらえてきたところで、この同じタイミングで値上げするとい

う話も耳に入っている。このごみ処理手数料にプラスでごみの回収料も値上げとなると、大手の旅館・ホテル、うちみたいな飲食店もそうだが、ちょっと痛いなというところが本音である。その辺は町の方はどう認識しているのか？

(環境整備部長)

収集運搬料の値上げに関しては、具体的な情報はまだ町では把握していない状況である。

(田村委員)

当然ごみ処理手数料と回収料は別物で、分けて考えないとゴール地点が見えなくなる。だが我々にとったらダブルの値上げであり、かなり反発も出ると思う。当然ながらごみの回収業者に対しても反発が出る。30 円という落としどころは見えしたが、現在の 18 円から実質 12 円の値上げは上がり過ぎというところが本音である。段階的に 5 円ずつ上げていくとか、清掃業者の値上げの幅も考えてバランスよく値上げをしていかないと、大手はかなり痛手を被ると思う。

(齊藤委員)

第 1 回会議の時だったと思うが、令和 5 年については令和 4 年度までとは少し状況が異なっていて、ごみ処理を外部に委託するとかで処理経費が通常の年よりもかなり高くなってしまっているため、そこを除いて考えるという話もあったと思う。今回の 30 円は、令和 5 年度を含んだ 44.9 円の 7 割という考え方でいいのか？令和 4 年度までの平均の 40.7 円の 7 割ではなくて、44.9 円の 7 割とした理由は何か？

(環境課係長)

令和元年度から令和 4 年度についてもコロナの影響もありごみ量が減っており、実はこれも特殊な状況であると考えられるため、令和 5 年度も同様に加味してもよいのではないかとということで町の方で判断し、令和元年度から令和 5 年度の平均を基に計算している。

(小林会長)

30 円という金額の妥当性であるとか、値上げをするにしても、もう少し段階的に対応してはどうかというご意見もあったが、ここまでに至る根拠として令和に入って以降の処理費用がずいぶん上がっているというような、町の現状というところの説明をもう少し丁寧にしていただきたところだが、資料 2 に書かれている赤枠の金額というのは、これは実質の経費になっているのか？それとも 7 割負担の金額か？

(環境課主任主事)

資料 2 の赤枠の部分が 7 割にする前の金額であり、処理経費、黒枠の⑦の部分から減価償却費と入湯税充当額、両方を除いた金額になる。

(小林会長)

ということは今回根拠としている金額、その処理費用の 7 割負担というものの根拠の数字というのは、減価償却費を除いた経費ではなく、入湯税のみを控除した金額をベースにして計算しているのか？

(環境課主任主事)

第 2 回会議時に手数料を 7 割程度に設定してる自治体が多いということで、そこから入湯税を引いた金額、資料で言うと青色の列の 44.9 円だが、これの 7 割で考えた時に 31.4 円という金額になるという

ご意見があったので、今回入湯税を引いた金額の7割という説明をさせていただいた。

(小林会長)

実際の処理経費の算定根拠については、正しく理解しないと数字が独り歩きしてしまうのが怖いので、その辺の認識を正しておきたいということがあったので、確認をさせていただいた。

(太田委員)

空気が読めない意見になってしまうかもしれないが、この単価の話よりもまず、ずっと話をさせていただいている新税の問題、宿泊税という名前が出て初めての会議になるので、やはりその辺を踏まえた上でのごみ処理の考え方になるのかなと、入湯税と宿泊税の使い途が違うというところはある程度理解した上ではあるが、もう少し話し合いの時間をいただけると嬉しいという気がしている。

(小林会長)

金額の改定そのものについてももう少し議論をすべきだというような意見、あるいはその金額の確定についても、もう少し状況を踏まえてというような意見等あったが、その辺りについて事務局の方でどうお考えか、スケジュール感等を含めて意見をお伺いしたい。

(環境整備部長)

今、前回決めた改定料金の根拠についてみなさまから意見をいただいて、その大きな根拠としては、処理経費から入湯税を除いた金額の7割程度、それプラス近隣自治体の料金改定、これらを併せて30円が妥当であるというものが前回の審議内容だったと受け止めていたが、今回そのうちの一つの状況が少し揺らいでしまっている。ただ、この近隣自治体の料金改定がいつ頃定かになるのかというところを見定めるにはもう少し時間がかかると思われるので、今回のこの審議の中で、この指標をどこまで判断基準として用いなければいけないのかというところを合わせて、もう少し議論が必要な部分があるのではないかというような認識を受けた。

また太田委員さんの方から、新税の取り組みという部分で発言があり、今後その新税については様々な観点から議論されていく。しかしながら、事業系廃棄物の処理手数料はあくまでも事業者責任で、廃掃法第3条でも事業者の処理責任が明確に位置づけられており、それに基づき国が発出する料金改定の指針等でもやはり原価相当が妥当であるといった見解で、それに基づいて我々も今回料金改定に臨んでいる状況であることはご理解いただきたい。

また新たに、田村委員さんから収集運搬料金と輻輳した値上がりもあり得るというお話しがあったが、我々としても情報把握が十分ではなかった部分もあり、今の議論を踏まえると本日答申というところにまとめるには、いささか困難であるというところは十分認識したので、事務局としては後日、追加審議を行わせていただきたいと考えている。

(小林会長)

廃棄物の処理にかかるコストと実際に町民であったり事業者であったり、いわゆるごみを出す方々にご負担いただくという受益者負担という考え方というのは、ある意味廃棄物の出し方に対してインセンティブを与える、要はしっかり分別をしようとかリサイクルを心がけて、手間にはなるがそれが実質

的な廃棄物、いわゆるごみとして出ていく量を減らしていくと、ごみの減量化に繋がっていくというような点からも、非常に私は有意義であると考えている。

一方で全体的に見て分別はコスト高になるため、バランスの取り方でそこがうまくインセンティブとして働かないというか、それ以上のコストになってしまうという事業者のご意見等考えると、妥当性のある金額というのを提示するというのは、なかなか難しいところではあると思う。

あと、これは少し意見が分れるところかもしれないが、料金改定の頻度をあんまり上げるのもどうかと、また上がるのかと言われてしまうのも難しいところで、もちろん改定というのはその都度行われるべきところではあると思うが、あまり高頻度にやるものではないようにも思う。処理費用がずっと右肩上がりになっている場合であるとなかなか判断が難しいかもしれないが、現状では令和5年度を除くと、概ね直近4年間で平均化すると割と平均的な推移で来ていると思う。その辺を根拠にして、処理費用を算定すること自体については、それほどおかしくはないのかなと考え、どの程度の金額というところが7割負担という形で数字がはじけるとは思う。

ただそれ以上に今回の議論の中では、やはり近隣自治体の処理費用とのバランスという点が非常に大きなポイントになっている。むしろそちらの方が金額を決定する上での一つの大きな指標になっているというような、特にこの審議会の中ではそういった意見が強いと思われたので、金額についてはまたもう少し議論いただいてから、答申という方向に持っていくということではいかがか。

(委員一同)

〔異論はなかった〕

(小林会長)

今後の当審議会の進め方であるが、次回は答申のみというような感じではないように思うが、改めて審議会を開催するという方向で進めていくのか、あるいはごみ処理手数料改定を検討している近隣自治体の動向も確認した上で、その内容に応じて答申案を改めて提出いただいてという形で進めるのか、事務局としてはどのようにお考えか？

(環境整備部長)

会長さんがまとめてくれた通り、今日の状況からするとやはり委員のみなさまは近隣自治体とのバランスを重視されている、そういう部分も踏まえると次回に答申というところまでは行かないのかなと考えている。

その前に、あくまでも前回の審議の中では金額は30円というところは条件として、近隣自治体の動向と概ね処理費用の7割というところで、みなさまの合意をいただいていた部分がある。今回その部分の条件の一つが定かではなくなったので、今後、料金についてどのような判断基準、算定基準にするのか、そこら辺をもう一度構築していく必要があると感じているので、今後どのような形で議論していけばいいのか、今回、みなさまお集まりの中で、そこら辺の意見交換もあわせてしていただきながら、それを尊重して次回の審議会に繋げていくというような形を取ればと考えている。

(小林会長)

前回までの議論の中で、一応前提として近隣自治体の料金改定があるということと、それから7割負

担ということで、審議会としては了承する方向でいたはずなのでそこがフィックスされる（決定する）のであれば、要はごみ処理手数料改定を検討している近隣自治体の状況が確定すれば、前回議論した 30 円という料金負担については、当審議会において認めていいのではないかと。要はあまり議論を差し戻し過ぎるのは違うのかなと、ここまでの議論の内容が崩れてしまうのは違うと思う。

（田村委員）

確かに近隣自治体の値上げを加味しながら、近隣との調和を図ってというところもわかるが、箱根はあくまで入湯税がここに充当されていてこの金額と、入湯税が入らないと大体ごみ処理手数料改定を検討している近隣自治体と同じような金額という考え方とはまた違うのか？

（環境課主任主事）

入湯税が入らないとごみ処理手数料改定を検討している近隣自治体より高くなる。

（田村委員）

実際入湯税を充当しているから、事業所の負担はここで抑えられていると。だからごみ処理手数料改定を検討している近隣自治体が 30 円だから箱根町も 30 円負担っていう考え方は違うと思う。逆にごみ処理手数料改定を検討している近隣自治体が 5 円上げますと、箱根町もそれに合わせて 5 円上げるという考え方の方がすっきりすると思うのだが。

（太田委員）

先日、町長から宿泊税の話があった。入湯税の扱いというのはこれから先どうなるのかと言っても、当然まだ決まってない。多分、入湯税については検討もされていない。これが例えば宿泊税に飲み込まれるとか一本化されるとか、別々なんだよというような考え方なのか、入湯税自体もしくは宿泊税自体の内容がまだはっきりしていない段階で、この入湯税の充当とかごみ処理手数料をどのくらい上げるかという議論は難しい。あと一つお伺いしたいのだが、この審議会で決まる金額や考え方というのは、最終的な決断にどの程度影響するのか？

（環境整備部長）

審議会は町長の諮問を受けて、専門的なまた様々なステークホルダーの方々と意見を交換し、その意見をいただいて、それを持ってして町が判断をして施策に反映していくという、そういう立ち位置であり、町は審議会から受けたものを検討するというような流れである。

（太田委員）

参考程度か？

（環境整備部長）

意見としてそれを重視していく。

（小林会長）

最終的な決定は議会でなされるのか？

（環境整備部長）

最終的にはそれを議案化し議会に上程し、その後審議を受ける。

(小林会長)

税金の取り扱い等については、そこは本来なら明確に線引きをして、要はこういう用途で使うことを目的として課されている税金という目的税で、私は割と明確になっていると思うが、入湯税と宿泊税は別なのか、それとも抱き合わせになるのか、今回そのあたりの議論とは分けていただきたい。

(環境整備部長)

入湯税はご存知の通り、目的税という形で観光、環境施設の整備、消防施設そういうものに限られた使途となっている。また宿泊税は、制度設計や使い途については今後議論されていく状況であるが、あくまでごみ処理手数料というのはいわゆる受益者負担の適正化という部分、今回の一つのポイントとしてその辺りを議論していただいたわけで、それで計算すると 30 円ぐらいが適正ではないかというところに落ちていたが、その 30 円の根拠が少し弱くなってしまった。けれどもごみ処理手数料は、受益者と非受益者との公平性を保つために必要な措置であるので、宿泊税がどういう形で充当されるか、そのところは今後の議論になろうかと思うが、まずは受益者負担の適正化という部分の必要性があるということで、今回こちらの審議会で審議いただいている状況であるので、宿泊税の動向を見ながらというような考え方は、今のところ我々は持っていない。

(太田委員)

ごみに関しての入湯税の使われ方はもう法律的に決まっていて、イニシャルコストにしか使えない。それで新税と言われてる部分のところを得ながら、そちらはランニングコストで使えるようにしたいということか？

(環境整備部長)

そこは今後の議論になる。

(太田委員)

そうなるとやはり考え方が変わってくる。

(環境整備部長)

まずは受益者負担という形だが、それでもまだ必要な経費は全額賄えない。その部分について、宿泊税の充当先として議論の一つになるものかと思う。

(田村委員)

太田委員さんの話の骨を折ってしまうが、宿泊税の様子を見ながらだと、根本的なものから少しずつれてしまう。宿泊税はどうも一般会計にも入れたいような話も上がっている。私は基本的には反対だがそれはそれとして、ゆくゆくは特別会計としてこういったものにも充当されるという方が好ましいと思っているが、今回はその話は無しとして進めていった方がいいのではないか。

ただ、あとは情動的な問題であり、先ほどから言っているとおりごみの運搬業者の値上げがあり、これがどのような形で値上げを考えているのか町でヒアリングをしてもらって、そこのバランスを考えた値上げがいいのではないか。値上げとなると 2 ヶ月前くらいに 4 月から値上げするというような案内が来ると思われるが、こちらはもう相談なしで、彼らもコロナ禍の中で相当苦しんで今まで頑張ってきて、人を募集しても集まらないような状況の中頑張ってきたので、ここは優先されるべきかなというところ

があり、そこを考えずにごみ処理手数料を先行して値上げして、彼らも値上げた時のインパクトは結構大きいと思うので、まずはヒアリングをしていただきたい。そう考えると 30 円が妥当だろうという考えではいたが、そこは苦しくなってくるなというのが心情的な意見である。

(小林会長)

改めて再度審議会を開催し、いわゆる継続審議という形で進めるということで、今回は答申を行わないということによろしいか？

(委員一同)

はい。

4 閉会

以上